

定介護機関から再開の届出があった。

平成16年12月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔短期入所療養介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	再開年月日
小松医院 牛深市久玉町 61 番地	医療法人社団創生会 牛深市久玉町 61 番地	平成16年5月1日

熊本県告示第1163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年12月3日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年12月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	黒 木 鹿 北 線	鹿本郡鹿北町大字岩野字柚木谷 2274番1地先から 同 所 字男岳 2406番1地先まで	前	4.2 ～ 18.5	1,333.0	緊 道 整
			後	4.2 ～ 18.5	1,333.0	
				9.2 ～ 55.0	636.0	

2 区域変更する期日 平成16年12月3日

熊本県告示第1164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年12月3日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年12月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	山 鹿 植 木 線	鹿本郡鹿央町大字北谷字口ノ田 565番1地先から 鹿本郡鹿央町大字霜野字小路 81番 地先まで	前	4.5 ～ 20.7	1,310.0	緊 道 整
			後	4.5 ～ 20.7	1,310.0	
				13.2 ～ 43.8	1,383.0	

		鹿本郡鹿央町大字霜野字小路 92 番 地先から 鹿本郡鹿央町大字霜野字小路 101 番 地先まで	11.2 ～ 43.8	112.0	
--	--	---	-------------------	-------	--

2 区域変更する期日 平成16年12月3日

熊本県告示第1165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年12月3日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年12月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	植木河内港線	鹿本郡植木町大字鑑田字宮ノ下 575 番 1 地先から 同 所 同 字 540 番 2 地先まで	80.0	緊 道 整 (交安)

2 供用開始する期日 平成16年12月3日

熊本県告示第1166号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年12月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
元気な家 菊池郡西合志町須屋 165 - 5	株式会社 サンコーライフサ ポート	平成16年11月15日

熊本県告示第1167号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成12年12月4日熊本県告示第959号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成16年12月3日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成16年12月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

魚貫町加入区

熊本県告示第1168号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があり、同条第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年12月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

義務加入が成立した加入区の区域	漁 業 の 区 分
牛深市漁業協同組合の地区のうち久玉町の地区	小型定置漁業

熊本県告示第1169号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にす

る旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年12月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡一の宮町大字北坂梨字波野原969の52（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに一の宮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1170号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年12月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡西原村大字宮山字医王寺向721の5（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年12月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 菊陽町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 昭和58年熊本県告示第1118号熊本都市計画下水道事業菊陽公共下水道
- 3 事業計画
 - （1）収用の部分
変更なし。
 - （2）使用の部分
昭和58年熊本県告示第1118号、昭和61年熊本県告示第180号、昭和62年熊本県告示第742号、平成2年熊本県告示第314号、平成2年熊本県告示第865号、平成6年熊本県告示第783号、平成7年熊本県告示第812号、平成9年熊本県告示第195号、平成10年熊本県告示第7号、平成11年熊本県告示第424号、平成13年熊本県告示第1号及び平成15年熊本県告示第1140号の事業地のうち熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼字上沖野及び字下沖野並びに菊陽町大字原水字上中野及び字下中野を変更する。
- 4 事業施行期間
昭和58年12月21日から平成21年3月31日まで

公 告

熊本県公告第907号

県営鹿本北部地区（番所1工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。